

青 色 情 報

No. 119

【ブルーリターンA利用者以外の決算申告個別相談】

日 程 2月16日(火)～3月15日(月)※土日祝除
時 間 午前の部 9:30～11:30 / 午後の部 13:00～15:30
※午前の部に入室の時間帯によっては、午後の部へ変更させて頂く場合がありますのでご了承下さい。

ご予約の取れなかったブルーリターンAご利用の皆様も上記日程期間中(2月16日～3月15日)にお越し下さい。

【消費税の確定申告個別相談】

日 程 3月16日(火)～18日(木)の3日間
時 間 午前の部 9:30～11:30 / 午後の部 13:00～15:30

【消費税課税事業者の皆様へ】9月・10月・12月の青色情報でご案内の通り、売上・仕入等が区分経理されていないと消費税の申告書を作成することが出来ませんのでご注意下さい。

上記個別相談の持ち物

★ 《マイナンバーカードをお持ちの方》

マイナンバーカードをご持参下さい。※ID及びパスワードも忘れずに!!

★ 《マイナンバーカードをお持ちでない方》※①と②の両方

①通知カード + ②運転免許証 又は パスポート 又は 健康保険証など

★ 扶養親族(配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む)のマイナンバー

★ 令和2年分の帳簿、証憑書類、過去2年分の決算書・申告書の控え、生命保険料控除証明書、国民健康保険料の支払証明書、国民年金保険料控除証明書等、印鑑

※ マイナンバー関係等の書類が不足すると申告が完了しませんので、お忘れ物がないようお願い致します。

※ 場所は何れも伊勢青色申告会事務局になります。

【小規模企業共済制度】について

詳しくは裏面をご覧下さい。

伊勢青色申告会

伊勢市岩渕1-7-17 伊勢商工会議所内2F
☎ 0596-26-0016

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

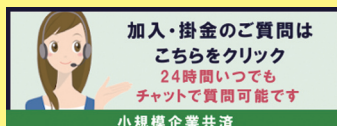
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索